

(略)

東京都監査委員	成	清	梨沙子
同	高	倉	良生
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成 30 年 9 月 7 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、都が、平成 30 年 5 月 24 日に、築地市場解体工事に関する 3 件の請負契約（以下「本件各請負契約」という。）を締結した行為は、いわゆる WTO 政府調達協定に違反しており、同協定に従って国際入札が行われていれば、解体請負工事合計額が相当程度低廉になる可能性が多分に存した場面であるから、都知事に対して、上記請負契約を解除し、同契約に基づく債務の履行を行わないこと及び WTO 政府調達協定に従った再度の入札を行った上で新たな請負契約を締結することを求めているものと解される。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な契約の締結等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

また、最高裁昭和 53 年 3 月 30 日判決では、「地方自治法 242 条の 2 の定める住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による同法 242 条 1 項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の

利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もつて地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたもの」と判示されており、上記の「住民全体の利益」については、福岡高裁平成6年3月8日判決及び最高裁平成6年9月8日判決で是認された福岡地裁平成5年8月5日判決において、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」と判示されている。すなわち、適法な住民監査請求は、当該財務会計上の行為により、地方公共団体に損害が生じていること、又は将来損害が生じるおそれがあることが前提である。

(1) WTO政府調達協定の理念と入札における価格形成との関係について

WTO政府調達協定の理念は、前文において、「政府調達に係る措置が透明性を有すること、透明性のある、かつ、公平な方法で調達を実施すること並びに腐敗の防止に関する国際連合条約等の適用のある国際文書に従って利益相反及び腐敗した慣行を回避すること」とあるように、あくまで、政府調達の分野における手続の透明性の確保等にあり、請求人が主張するような、政府調達に係る契約がより低廉な価格で締結されることを目的とするものではない。

そもそも、WTO政府調達協定の適用の如何を問わず、入札における価格形成は、入札時期、市場価格、需給状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短など様々の不確実な要素が複雑に絡み合って形成されるものであり、個別具体の入札ごとに諸状況は異なるから、仮に同一の仕様で別々に入札を行ったとしても、落札価格が同一の結果となるというものではない。また、WTO政府調達協定に従った国際入札により、透明性のある競争環境が付加されるとしても、その結果、契約額が必ず本件各請負契約の合計額より低廉になると実証することは、不可能である。したがって、たとえ本件各請負契約の締結がWTO政府調達協定に準拠していないとしても、そのことが、都に損害をもたらすか否かということには因果関係がなく、また、都に現に損害が生じているとは言えないし、将来損害が発生すると証明することもできないから、請求人の主張は、財務会計上の行為に伴う地方公共団体の損害発生等を前提とする住民監査請求には本来なじまないものと言える。

(2) 請求人が主張する本件契約の違法性の根拠について

請求人は、本件の入札がWTO政府調達協定「第2条で禁止される『協定の適用回避のために』『契約の分割』を行ったとみる」ほかないと主張しているが、こ

これは、請求人の主観的な推論にとどまり、客観的かつ具体的な証拠に基づく立証がなされたとは認定できない。一般的に工事契約の手法の選択は、その規模はもとより、対象工事の難易度、特質、求められる技術水準、内容に適合した履行の確保、他事業との整合性などの観点から多角的総合的に勘案して、政策上の判断として行われるものである。仮に、その判断の根拠を請求人が具体的かつ客観的に何ら摘示することなく、当該判断の帰結である入札手続行為のみを捉えて、3件の入札を行ったという当該政策判断の当不当を争うことができるとすれば、およそ広範かつ多岐にわたる行政作用一般を争うことができることとなり、財務会計上の行為に対象が限定されている住民監査請求制度の趣旨が損なわれると言わざるを得ない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。